

機密保持契約書

株式会社プログレス（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が乙に業務委託するに際し、甲の機密保持に関して、下記のとおり本契約書を締結する。

第1条（目的）

乙は甲乙間の取引が相互の信頼に基づくものであることを確認し、本契約書に定められた各条項を信義則に基づき誠実に履行することとし、甲乙両者間の機密保持を遵守し、公正な取引関係を維持するものとする。

第2条（定義）

本契約書において次に掲げる用語の定義は下記のとおりとする。

1. 情報

甲が乙に対して委託業務の遂行上の必要から貸与した甲の商品、顧客情報等の一切をいう。

2. 物件

甲が乙に対して委託業務の遂行上の必要から貸与した磁気テープ等の記録媒体をいう。

第3条（情報の管理）

乙はすべての情報および物件を甲の指示ある場合のほかは、これを複写、複製してはならない。

第4条（情報の利用および返却）

1. 乙は全ての情報を甲の必要とする目的以外に使用してはならない。
2. 乙は全ての物件についてその利用目的終了の都度、速やかに甲に返却するものとする。

第5条（機密の保持）

1. 乙は本契約書に基づく全ての情報の機密を保持し、第三者に漏洩してはならない。
2. 甲は乙の機密保持に協力するため、甲における情報取扱責任者を定め、乙に対する情報の授受の取扱責任は当該責任者に行わせるものとする。
3. 乙は第1項の業務を履行するために乙における情報取扱責任者を選任し、甲に報告することとする。

第6条（個人情報保護）

1. 乙は委託業務履行に際して知り得た個人情報に対して、本契約の有効期間の内外を問わず、機密保持の責任を負うとともに、乙の関係者に機密を保持させるため必要な措置を講じる。
2. 乙または乙の関係者が甲の個人情報を漏洩した場合には、甲乙協議のうえ乙は賠償額を支払うものとする。

第7条（表示および広告の事前連絡）

乙は甲の情報に関連ある事項を新聞その他の手段により広告、公表する場合は、事前に甲の承認を得るものとする。

第8条（機密保持責任）

1. 乙または乙の従業員が、甲の機密を漏洩し、これにより甲が損害を受けたことが明らかかな場合には、両者協議のうえ、乙は甲に対し相当の損害賠償金を支払うものとする。
2. 前項の場合、甲は乙との取引を停止することが出来る。

第9条（本契約書失効後の有効事項）

本契約書がその効力を失った後も本契約書第5条第1項、第6条の規程は、引き続き有効とする。

第10条（協議解決）

本契約書に定めない事項および本契約の各条項に疑義が生じたときは、甲乙相互に誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

第11条（有効期限）

本契約書の有効期限は、平成 年 月 日より平成 年 月 日までとする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲乙双方から、何ら申し出の無いときは、本契約と同一条件で1年間自動継続するものとし、以降も同様とする。

平成 年 月 日

甲 東京都港区東麻布 2-22-5
AZABU EAST COURT 1階
株式会社プログレス
代表取締役 井開 喜信

乙

印